# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	後期高齢者医療保険に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

滝沢市長

#### 公表日

令和3年9月1日

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務					
	高齢者の医療の確保に関する法律、岩手県後期高齢者医療広域連合規約及び条例等に基づき、以下 の事務を行う。					
②事務の概要	1.被保険者の資格管理 2.被保険者証等発行事務 3.医療給付等に関する申請及び届出の受付 4.保険料の賦課管理・収納管理					
③システムの名称	<ul><li>1.後期高齢システム</li><li>2.後期高齢者医療広域連合電算処理システム</li><li>3.共通基盤連携サーバー</li><li>4.住民基本台帳システム</li><li>5.団体内統合宛名システム</li><li>6.中間サーバー</li></ul>					
2. 特定個人情報ファイル	名					
後期高齢者医療保険情報ファ	イル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の59項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条					
4. 情報提供ネットワークシ	1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> (選択肢> () 実施する () 実施しない () また					
②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の82の項 2.情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の83の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部保険年金課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6529

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年3月31日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年7月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱い	の委託		[ ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・3	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ ]	内部監査     [  ]外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている					

## 変更箇所

<u> </u>	<del>*</del> 1				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 櫻田 光政	課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	平成27年10月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施した もの。
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者人数	平成27年6月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施した もの。
令和1年6月30日		滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	事後	課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先		滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6530	事後	直通電話が追加されたため、 様式変更に合わせて訂正した もの。
令和1年6月30日	Ⅳ.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和2年12月18日	表紙 評価書名	後期高齢者医療保険事務 基礎項目評価書	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目 評価書	事後	再評価実施に合わせて変更し たもの。
令和2年12月18日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護宣言	定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の	滝沢市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	再評価実施に合わせて変更し たもの。
令和2年12月18日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ①事 務の名称	後期高齢者医療保険事務	後期高齢者医療保険に関する事務	事後	再評価実施に合わせて変更し たもの。
令和2年12月18日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の59項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項別表第一の59項2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	再評価実施に合わせて修正し たもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	/ための番号の利用寺に関 9 る法律(番号法)  •第19条第7号	1.情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の82の項 2.情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の83の項	事後	再評価実施に合わせて修正し たもの。
令和2年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	令和元年5月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	再評価実施により再度実施し たもの。
令和2年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者人数	令和元年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	再評価実施により再度実施し たもの。
令和3年9月1日		2.情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別	1.情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の82の項 2.情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の83の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	番号法の改正に伴う修正により再度実施したもの。
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者人数	令和2年4月1日時点	令和3年7月31日時点	事後	番号法の改正に伴う修正により再度実施したもの。